

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会条例

(設置)

第1条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項の規定に基づき、本市に、市長の附属機関として、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、医療又は事業の経営に関し識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、委員会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。